

会議録

会議の名称	西東京市産業振興検討懇談会（第3回）
開催日時	平成17年10月12日（水） 午後3時から5時まで
開催場所	イングビル3階 第4会議室
出席者	（委員）板橋座長、鶴田副座長、嶋田委員、高崎委員 柳澤委員、山崎委員、北川委員、黒羽委員、桑原委員 （事務局）神作市民生活部長、崎森産業振興課長 坂本課長補佐、神保主事
議題	（仮称）産業振興条例（案）の理念・構成について 商工業振興について
会議資料の名称	・資料1（仮称）産業振興条例（案）に係る基本理念・基本方針及び商工業振興についての提言
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録
会議内容	
<p>1 第2回会議録の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・B委員の発言について、一部会議録の表現を発言時のニュアンスが伝わるように修正し、確定する。 <p>2 配布資料について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配布資料の資料番号については、懇談会ごとに番号をつけるのではなく、懇談会全体で通し番号をつけた方がよい。 <p><u>（仮称）産業振興条例（案）の理念・構成について</u></p> <p><u>（仮称）産業振興条例（案）に係る基本理念・基本方針</u></p> <p>座長： 資料1について、委員の皆さんの意見を伺いたい。</p> <p>A委員： 健康、安全、環境及び少子高齢化への配慮とあるが、障害者基本法や、商店街等のバリアフリー化も図られているので、障害者への配慮について付け加えた方がよりよいのではないかと。</p> <p>座長： 「事業者、市民、地域経済団体及び市が一体となり、推進していくことを基本とする」とあるが、違和感がある。産業を振興する主体として、市民を入れることについて、どのように思うか。</p> <p>B委員： 都内自治体の産業振興関連条例では、融資のあっせん及び助成等の施策について述べられている。その施策は市税によって行われている。市民が産業を振興する主体となっているのは、そのことについて理解を得るためと、納税することによって産業の振興に参画しているためではないかと。</p>	

事務局：

市では、「西東京市市民参加条例」を制定している。これは、地方自治の本旨に基づき、市の政策立案、施策運営等に当たって、広く市民の意見を反映させ、市民と市との協働によるまちづくりを推進することを目的にしている。その考え方にに基づき、当懇談会も市民の方に委員として参加をお願いしているところである。

市全体の流れから見ても、市民を主体として盛り込むのは、欠かせない要素かと思う。

C委員：

商店街主催イベントの企画過程において、商店街活性化のため、市民の方に参加、協力していただいている。その意味で産業を振興する主体として市民を盛り込んでよいのではないかと。

D委員：

商店街は、市民生活に密着している。産業を振興する主体として市民を盛り込んだ方がよいと思う。産業の振興について市民が「参加」し、商店街の活性化に「協働」で取り組むことを明文化した方がよいのではないかと。

E委員：

練馬区の条例を見ると、農業についても触れられている。

第1、2回目の当懇談会で、商店街の中の空き店舗に、野菜等の販売所を設けてはどうか等の意見があった。当懇談会は、商工業の振興について制定する条例（案）等の検討を行うと聞いているが、商工業だけでなく、農業についても触れてはどうか。

事務局：

当懇談会の構成は、商工業団体職員や商工業関係者等となっており、農業関係者の委員はいない。現段階では、商工業について検討をお願いしたい。

A委員：

農業に精通している農業関係者がいない当懇談会で、農業について触れた条例（案）を検討することはできないと思う。

B委員：

それでは、何について制定したのかを分かりやすくするため、条例の名称を「商工業振興条例」とするのがよいのではないかと。

座長：

西東京市には、農業について制定した条例はあるのか。

事務局：

条例はない。平成16年3月に「西東京市農業振興計画」を策定した。商業については、平成15年3月に「西東京市商店街振興プラン」を策定した。

座長：

商店について「人材の育成及び従業員の福利厚生の上昇のために自主的に努力」とあるが、どう考えるか。

F委員：

人材の育成と従業員の福利厚生の上昇については、商店の自助努力だと思う。これらがしっかりしていない商店には、従業員はついてこない。あえて触れる必要はないかもしれない。

C委員：

法定福利を遵守しない商店もあるので、当然のことではあるが、あえて触れてもよいのではないかと。

G委員：

商店についてのみ、あえてこれらに触れているのは、まだ十分ではないためではないかと。

B委員：

大規模小売店舗について、「消費生活の安全及び安全確保に十分配慮」とあるが、あいまいで分かりにくい。

座長：

「消費生活の安全」は商品の品質の安全性、「安全確保」は交通問題等、生活者の身体上の安全性ではないか。

G委員：

同じような表現で分かりにくいので、もっと分かりやすい表現に変えた方がよりよいのではないか。

B委員：

大規模小売店舗も、規模は大きい商店の一形態だ。あえて商店と大規模小売店舗を別に分けて触れる必要はあるのか。また、地域環境との調和等については、条例で触れる以前に、大規模小売店舗立地法等で定められているところである。

また、商店街、商店、大規模小売店舗等、個別に分けて触れるのであれば、この条例において意味する内容が何かを、しっかり定義する必要があると思う。

事務局：

資料1は、他の自治体の例を参考にし、西東京市の目指す方向性等を示す「基本理念」「基本方針」について検討していただくために作成した。条例の核となる、行政、商店街等の果たす個別具体的な役割についての資料ではないので、大まかで、多少分かりにくい表現もあろうかと思う。

また、商店、大規模小売店舗等を別に分けていることについては、特に規制しようという意図等があるわけではない。

各々の自治体の条例において、行政、商店街、事業者、地域経済団体、住民等に分けているのは、各々の果たす役割が異なるからかもしれない。

商店街、商店、大規模小売店舗等の定義については、第2回配布資料である「都内自治体における産業振興関連条例内容比較一覧」については、割愛させていただいているが、条例本文（「都内自治体産業振興関連条例」参照）では定義がされている。

座長：

確かに、商店街、商店、大規模小売店舗の果たす役割は異なると思われる部分もあるので、各々の自治体の条例において、これらは分けて述べられているのかもしれない。

B委員：

大規模小売店舗をあえて分ける必要があるのだろうか。もし、大規模小売店舗の適正な配置等について規制するのであれば、他の法律等の兼ね合いもあり、考慮しなければならない。

座長：

大規模小売店舗等を別に分けていることについては、特に規制しようという意図等があるわけではないが、もし、西東京市の条例で、大規模小売店舗について規制等に触れる方向になった場合には、もう一度「基本理念」「基本方針」に戻って議論しよう。

H委員：

「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」に代わって「大規模小売店舗立地法」が制定されたのは、他国の外圧によるものとも言われているようだが、貿易の自由化による部分もあるのではないか。ただ、まちの住みよさ、地域性等については、皆で作っていくものだと思う。

また、大規模小売店舗立地法は、行政区域を基準に定められているが、大規模小売店舗が行政区域境に出店する場合には、出店する行政区域だけの問題ではないと言われる。その意味で、大規模小売店舗も地域の活動等に参画してほしいと言われるのではないか。

H委員：

資料1の2項について、「商店」とあるが、「商業者」とした方がよいのではないか。商店は「店」を持っていないなければならないが、「店」を持たずに商業活動している場合もあるので、商業者とした方がよいと思う。

F委員：

商工会では、商業、工業、建設、飲食業の4つの部会がある。

座長：

それでは工業も含め「事業者」とした方がよいかもしれない。

A委員：

「事業者」と「経営者」の違いはなにか。

G委員：

「事業者」は、それぞれの事業所（支店）の長、「経営者」はCEO（経営最高責任者）の権限を持つような印象がある。

座長：

例えば全国チェーン店の場合で考えると、「経営者」は本社の社長、「事業者」は店長ということになるだろうか。

F委員：

事業が大規模の場合は、「事業者」と「経営者」は異なるが、小規模の場合は「事業者」と「経営者」は同一だ。

A委員：

西東京市には、大規模小売店舗もあるが、中、小規模の商工業が圧倒的に多い。それに主眼を置くと、どの表現が適切なのかを考える必要があるだろう。

条例の制定にあたっては、まず用語の意味するところを共通認識として確定する必要があるように思う。

座長：

工業についてはどうか。

B委員：

「市民との共生関係」の意味が分かりにくい。

A委員：

公害等に留意し、地域と連携せよという意味ではないか。住宅地の中に工場がある以上は、周囲に迷惑をかけないで工業を振興する必要がある。

H委員：

「工業」と言うと、機械工業を連想する方が多いと思うが、何かを作り出す工業もあれば、ソフト事業の工業もある。「工業」と言っても業態の変化があるので、市民との共生の観点からこれからの工業の振興を考えてもよいのではないか。

座長：

これまでの議論を集約すると、4つだ。

まず1つ目は、用語の定義について、明確にする必要があるということ、2つ目は商店について、人材の育成、従業員の福利厚生を盛り込むかということ、3つ目は、大規模小売店舗を商店等とは別に掲げる必要があるのかということ、4つ目は、工業について市民との共生関係をいかに構築するかだ。この4つの議論については、次回以降に整理することにしよう。

商工業振興についての提言

座長：

資料1について、委員の皆さんの意見を伺いたい。

B委員：

どの程度まで具体的に提言すればよいのか。

座長：

先進の自治体の条例を見ると、条例の中で大まかな項目を列挙しているところもあれば、具体的に述べているところもある。

国や独立行政法人等が行っている融資あっせん等の制度を、西東京市の商工業者がうまく活用できる方法はないか。

H委員：

自分の特性に合った制度が見つけれないのではないか。西東京市は人口増加が著しい地域だが、その地域の特性に見合った制度なら十分に活用されるのではないか。そういった制度を見つけて、活用できる商工業者が勝ち残っていくのではないかと思う。

座長：

基本的には自助努力だと思うが、各種支援制度のPRをもっと行ってもよいのではないかと思う。市独自の支援制度を創設するのが難しいとすれば、既存の支援制度を利用できるよう、PRに努めた方がよい。

H委員：

確かにPR不足もあるかと思う。しかし、各種支援制度を知ろうと思わない場合もあるのではないか。

座長：

市はどうか。

事務局：

各種支援制度について、冊子やリーフレット等を窓口に設置し、商工会にも情報を伝えている。

B委員：

やる気があれば、自ら調べるのではないか。

座長：

確かに基本的に自助努力だが、小規模な商工業者は、従業員も少なく日常業務に追われているので、自ら調べる等は難しいのでは。

B委員：

各種支援制度を実際に利用するかは、まず商工業者当人にやる気があることが前提だと思う。

座長：

全国的に見れば、各種支援制度に応募は多い。したがって、実施主体が積極的に制度のPRをしていないという側面はあろうと思う。商工業者にやる気が起きるのを待っているのではなく、全くやる気のない商工業者にもやる気を出させる必要があるのではないか。そのために、行政なり商工会なりが熱心に各種支援制度のPRをする必要があると思う。

H委員：

情報を提供する側と、される側のマッチングがうまくいっていないのでは。情報を提供する側は、される側のニーズがつかめない。一方、情報を提供される側は、どういう支援制度があるのか分からない。

座長：

まずは現行の支援制度のPRを行う必要がある。そのPRをするのは、行政や商工会の役割だと思う。何らかの形で商工業者の支援を行う役割については、条例なり、提言なりに盛り込みたいと思う。空き店舗対策やチャレンジショップについても、提言に入りたいと思う。今回の議論を踏まえ、次回に基本理念、基本方針をまとめよう。商工業振興への提言については、次回までに考えてきていただきたい。

本日の懇談会はこれで終わりとする。ありがとうございました。